



税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
法人	<p>均等割</p> <p>資本金等の額（資本金の額又は出資金の額に資本積立金額を加えた金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）。以下同じ）が50億円を超える法人（公共法人等を除く）</p> <p style="text-align: right;">年 800,000円 (840,000円)</p> <p>資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人（公共法人等を除く）</p> <p style="text-align: right;">年 540,000円 (567,000円)</p> <p>資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人（公共法人等を除く）</p> <p style="text-align: right;">年 130,000円 (136,500円)</p> <p>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人（公共法人等を除く）</p> <p style="text-align: right;">年 50,000円 (52,500円)</p> <p>その他の法人</p> <p style="text-align: right;">年 20,000円 (21,000円)</p> <p>( )の税率は、平成21年4月1日以降開始する事業年度から適用</p> <p>法人税割 <math>\frac{3.2}{100}</math></p> <p style="font-size: 2em;">{</p> <p style="text-align: center;">平成7年9月1日から令和2年8月31日までに終了する事業年度分について資本金の額若しくは出資金の額が1億円超のもの、又は法人税割の課税標準が年1,500万円超のもの</p> <p style="text-align: center;"><math>\frac{4}{100}</math></p> <p style="font-size: 2em;">}</p>	左に同じ	法人税法による法人税の申告期限 公益法人等で均等割のみを課されるもの 4月30日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 公益社団法人又は公益財団法人 2. 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 3. 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 4. 天災その他特別の事情により被害を受けた者	
利子割	<p>支払を受ける利子等の額の</p> <p style="text-align: center;"><math>\frac{5}{100}</math></p>	左に同じ	毎翌月10日		
配当割	<p>支払を受ける一定の上場株式等配当等の額の</p> <p style="text-align: center;"><math>\frac{5}{100}</math></p>	左に同じ	毎翌月10日		

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
株式等 譲渡所 得割	支払を受ける一定の特定口座 における上場株式等の譲渡に よる所得等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	源泉徴収口座内 配当等  翌年の1月10日		
事業税 個人	(1) 第一種事業所得の $\frac{5}{100}$ (2) 第二種事業所得の $\frac{4}{100}$ (3) 第三種事業 法第72条の2第10項第5 号及び7号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第1期 8月15日～ 8月31日 第2期 11月15日～ 11月30日 年の中途において 事業を廃止したと き 知事が定める日	(免除) 1. 生活保護法の規 定による生活扶助 又は生業扶助を受 ける者 2. 過疎地域内にお いて租税特別措置 法第12条第1項の 表の第1号の規定 の適用を受ける設 備であつて、条例 の規定によるもの 3. 過疎地域内にお いて畜産業又は水 産業を行う者で条 例の適用を受ける もの (減免) 下記のうち知事が 必要と認める者 (1) 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者 (2) 貧困により生活 のため公私の扶助 を受ける者 (3) 法施行令第7条 各号に掲げる障害 者で生活が困難で あるもの (4) (2)及び(3)以外 の者で生活が困難 であるため事業税 の負担が著しく困 難であるもの	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
法人	<p>(1) 電気供給業 } を行う  ガス供給業 } 法人  保 険 業 }  収入金額の <math>\frac{0.9}{100} (\frac{0.939}{100})</math></p> <p>(2) その他の事業を行う法人  特別法人〔(3)を除く〕  所得のうち年400万円以下  の金額の <math>\frac{3.4}{100} (\frac{3.55}{100})</math></p> <p>所得のうち年400万円を  超える金額の  <math>\frac{4.6}{100} (\frac{4.798}{100})</math></p> <p>資本金1億円超の普通法人  付加価値割  対する税率 <math>\frac{1.2144}{100}</math></p> <p>資本割  資本金等の額の <math>\frac{0.506}{100}</math></p> <p>所得割  所得のうち年400万円以下  の金額の <math>\frac{0.414}{100}</math></p> <p>所得のうち年400万円を  超え800万円以下の金額  の <math>\frac{0.665}{100}</math></p> <p>所得のうち年800万円を  超える金額の <math>\frac{0.916}{100}</math></p> <p>三以上の都道府県におい  て事務所又は事業所を設  けて事業を行う  法人所得の <math>\frac{0.916}{100}</math></p> <p>その他の法人〔(3)を除く〕  所得のうち年400万円以下  の金額の <math>\frac{3.4}{100} (\frac{3.55}{100})</math></p> <p>所得のうち年400万円を  超え800万円以下の金額  の <math>\frac{5.1}{100} (\frac{5.319}{100})</math></p>	左に同じ	<p>1. (法第72条の  25第1項又は法  第72条の28第1  項の法人)  各事業年度終  了の日から2か  月  ただし、法第  72条の25第2項  により知事の認  めたものはその  指定した日  会計監査人の監  査を受けなければ  ならないこと  等の理由により  決算が確定しな  いため上記期間  中に申告納付で  きない場合には  知事の承認によ  り3か月以内</p> <p>2. (法第72条の  26第1項の法人)  事業年度開始  の日から6か月  を経過した日か  ら2か月</p> <p>3. (法第72条の  29第1項の法人)  各事業年度終  了の日から2か  月</p> <p>4. (法第72条の  30第1項の法人)  残余財産分配  の日の前日</p> <p>5. (法第72条の  31第1項の法人)  残余財産の確  定した日から1  か月</p>	(免除) 過疎地域内におい て租税特別措置法第 45条第1項の表の第 1号の規定の適用を 受ける設備であつて、 条例の規定によるも の	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>所得のうち年800万円を 超える金額の <math>\frac{6.7}{100}(\frac{6.988}{100})</math></p> <p>(3) 三以上の都道府県におい て事務所又は事業所を設け て事業を行う法人で資本金 の額又は出資金の額が 1,000万円以上のもの</p> <p>特別法人 所得の <math>\frac{4.6}{100}(\frac{4.798}{100})</math></p> <p>その他法人 所得の <math>\frac{6.7}{100}(\frac{6.988}{100})</math></p> <p>( )は平成10年2月1日か ら平成31年1月31日までに 終了する事業年度分につい て、資本金の額又は出資金 の額が1億円超のもの、又 は所得が年5,000万円超 (  収入金額を課税標準とする もの)にあつては4億円超) のものに適用する。</p>				
地方法 人特別 税	<p>外形標準課税対象法人の基 準法人所得割額の <math>\frac{414.2}{100}</math></p> <p>外形標準課税対象以外の法 人の基準法人所得割額の <math>\frac{43.2}{100}</math></p> <p>基準法人収入割額の <math>\frac{43.2}{100}</math></p>	左に同じ	平成20年10月1日 以後に開始する事 業年度に係る所得 及び同日以後の解 散による清算所得	法人事業税の納期 に準ずる	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
地 方 消費税 譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費 税額の $\frac{17}{63}$	左に同じ	1. 個人事業者 課税期間の翌年 3月末日 2. 法人事業者 課税期間の末日 の翌日から2か 月		
貨物割	課税貨物に係る消費税額の $\frac{17}{63}$		課税貨物を保税地 域から引き取る日		
不動産 取得税	価格の $\frac{4}{100}$  〔平成20年4月1日から 令和3年3月31日まで の住宅又は土地の取得 の $\frac{3}{100}$ 〕	左に同じ  〔平成20年4月1日から 平成30年3月31日まで の住宅又は土地の取得 の $\frac{3}{100}$ 〕	知事が定める日	(減免) 天災等により災害 を受けた者等のうち 知事が必要と認める もの (免除) 過疎地域内におい て租税特別措置法第 12条第1項の表の第 1号又は第45条第1 項の表の第1号の規 定の適用を受ける家 屋及びその敷地であ る土地であって、条 例の規定によるもの	課税標準 について 土地 10万円未 満 家屋 (建築分) 23万円未 満 (その他) 12万円未 満
県たば こ税	平成30年9月末まで 1,000本につき860円 平成30年10月1日以降 1,000本につき930円 (旧3級品の紙巻たばこに ついては、1,000本につき 656円)	1,000本につき860円 (旧3級品の紙巻たばこに ついては、1,000本につき 551円)	毎翌月末日	(免除) 1. 輸出又は輸出の 目的で行われる輸 出業者に対する売 渡し 2. 本邦と外国との 間を往来する本邦 の船舶又は航空機 に船用品又は機用 品として積み込む ための売渡し 3. 品質悪変又は破 損等のため販売に 適しないと認めら れる製造たばこの 廃棄 4. 既にたばこ税を 課された製造たば この売渡し又は消 費等	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
ゴルフ 場利用 税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円  〔 1. 65歳以上70歳未満の 者の利用 2. 一定の競技会による 利用 3. 早朝等の利用 以上に該当するものは2 分の1の税率を適用する 〕	左に同じ	毎翌月末日		
自動車 取得税	$\frac{3}{100}$  〔 軽自動車以外の営業用 自動車又は軽自動車 当分の間 $\frac{2}{100}$ 〕  詳細は別紙1のとおり	左に同じ  詳細は別紙2のとおり	申告納付 1. 道路運送車両 法第7条<新規登 録>の規定によ る登録又は同法 第97条の3<軽自 動車の使用の届 出等>の規定に よる届出がされ る自動車に係る 自動車の取得 登録又は届出 の時 2. 道路運送車両 法第13条<移転 登録>の規定に よる登録を受け るべき自動車の 取得 登録を受ける べき事由があつ た日から15日を 経過する日 3. その他の自動 車の取得 取得の日から 15日を経過する 日	(減免) 次の各号に該当す る者のうち知事が必 要と認めるもの 1. 天災その他特別 の事情により滅失 又は損壊した自動 車に代わるものと 認められる自動車 の取得 2. 取得した自動車 がその取得の直後 に天災その他特別 の事情により滅失 又は損壊した場合 における当該自動 車の取得 3. 身体障害者が自 ら運転する自動車 を取得した場合に おける当該自動車 の取得 4. 重度身体障害者 又は精神障害者が 当該重度身体障害 者又は精神障害者 のために当該重度 身体障害者又は精 神障害者と生計を 一にする者が運転 する自動車を取得 した場合(重度身 体障害者で年齢18 歳未満のもの又は 精神障害者と生計 を一にする者が当 該自動車を取得し た場合を含む)及 を一にする者が当 該自動車を取得し た場合を含む)及	取得価 額につい て50万円 以下 (平成31 年3月31 日まで)

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条 例 で 定 め る 免 除 及 び 減 免 事 項	免 税 点
				<p>び身体障害者又は精神障害者のみで</p> <p>構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く。）が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>5. 構造上身体障害者の利用に供する自動車又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>6. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車、へき地巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p>	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
軽油 引取税	1 kℓにつき15,000円 〔 当分の間、引取に係るもの 1 kℓにつき32,100円 〕	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の 事情により被害を受 けた者のうち知事が 必要と認めるもの	
自動車 税	別紙3のとおり	別紙4のとおり	1. 賦課期日 4月1日 2. 納 期 5月1日～ 5月31日 道路運送車両法 第7条<新規登録> の規定による登録 を賦課期日後翌年 2月末日までの間 に申請をしたとき 登録の申請をし た日	(免除) 1. 商品であって使 用しない自動車 2. 消防専用自動車 及び救急専用自動 車 3. もっぱら公益の 用に直接供する自 動車で知事の認め るもの 4. 平成24年1月1 日から平成29年3 月31日までの間に 新車新規登録を受 けた電気自動車及 びプラグインハイ ブリット自動車 (減免) 1. 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者のうち、 知事が必要と認め るもの 2. 一定の身体障害 者が所有する自動 車で自ら運転する もの、又は重度身 体障害者若しくは 精神障害者が所有 する自動車(重度 身体障害者で年齢 18歳未満のもの又 は精神障害者と生 計を一にする者が 所有する自動車を 含む)で当該重度 身体障害者又は精 神障害者のために 同一生計者が運転	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
				<p>するもの及び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が所有する自動車で、当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く）が運転するもののいずれかに該当する自動車のうち、知事が必要と認めるもの（以上いずれも1人について1台に限る。）</p> <p>3. 構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの</p> <p>4. 中古自動車販売業者が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの</p>	
鉦区税	<p>1. 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区100アール毎 年額 200円 採掘鉦区100アール毎 年額 400円</p> <p>2. 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 100アール毎 年額 200円</p> <p>3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区 1の税率の <math>\frac{2}{3}</math> (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。</p>	左に同じ	<p>1. 賦課期日 4月1日</p> <p>2. 納 期 5月15日～ 5月31日</p>	<p>(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの</p>	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
固定資産 税	$\frac{1.4}{100}$	左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納 期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日	(減免) 天災その他特別の 事情により被害を受 けた者のうち知事が 必要と認めるもの (免除) 過疎地域内におい て租税特別措置法第 12条第1項の表の第 1号又は第45条第1 項の表の第1号の規 定の適用を受ける償 却資産で条例の規定 によるもの	
狩猟税	1. 網猟免許又はわな猟免許に 係る狩猟者の登録を受ける者 で、次号に規定する者以外の もの 8,200円 2. 網猟免許又はわな猟免許に 係る狩猟者の登録を受ける者 で、当該年度の県民税の所得 割額を納付することを要しな いものうち、控除対象配偶 者又は扶養親族に該当する者 (農業、水産業又は林業に従 事している者を除く。)以外 の者 5,500円 3. 第一種銃猟免許に係る狩猟 者の登録を受ける者で、次号 に規定する者以外のもの 16,500円 4. 第一種銃猟免許に係る狩猟 者の登録を受ける者で、当該 年度の県民税の所得割額を納 付することを要しないもの のうち、控除配偶者又は扶養親 族に該当する者(農業、水産 業又は林業に従事している者 を除く。)以外の者 11,000円 5. 第二種銃猟免許に係る狩猟 者の登録を受ける者 5,500円	左に同じ  左に同じ  左に同じ  左に同じ  左に同じ	1. 賦課期日 狩猟者の登録 を受ける日 2. 普通徴収の方 法による場合の 納期は知事が定 める日	(減免) 下記のうち知事が 必要と認める者 1. 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者 2. 貧困により生活 のため公私の扶助 を受ける者	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
狩猟税	<p>6. 狩猟者登録を申請した日前 1年以内に、愛知県内の区域 において鳥獣による生活環境 、農林水産又は生態系に係る 被害の防止等の目的で、鳥獣 保護法に基づく許可捕獲等に 従事した者 平成27年4月1日から 平成31年3月31日までの登録</p> <p>1の税率の者 4,100円</p> <p>2の税率の者 2,700円</p> <p>3の税率の者 8,200円</p> <p>4の税率の者 5,500円</p> <p>5の税率の者 2,700円</p>				
産業廃 物税	<p>最終処分場に搬入された産業 廃棄物の重量1トンにつき 1,000円</p> <p>自らの産業廃棄物を自ら設置 する最終処分場に搬入する場 合は産業廃棄物の重量1トン につき 500円</p>	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の 事情により被害を受 けた者のうち知事が 必要と認めるもの	

軽減措置（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

1 エコカー減税・中古車特例

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準	（エコカー減税） 新車 「軽減後の税率」		（中古車特例） 中古車 「取得価額から」	
			自家用	営業用又は 軽自動車		
電気自動車 燃料電池車 プラグイン ハイブリッド自動車	—	—	0%		45万円控除	
天然ガス （CNG）自動車	平成30年排出ガス基準 適合（3.5t以下の自動車） 又は 平成21年排出ガス基準 10%低減					
クリーンディーゼル 乗用車	平成30年排出ガス基準 適合 又は 平成21年排出ガス基準 適合					
ガソリン車 LPG車 （ハイブリット車を 含みます。）	★★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成	平成32 年度燃 費基準	+50%	0%		45万円控除
			+40%	0%		45万円控除（※1）
			+30%	0.6%	0.4%	35万円控除（※2）
			+20%	1.2%	0.8%	25万円控除（※3）
			+10%	1.8%	1.2%	15万円控除（※4）
			達成車	2.4%	1.6%	5万円控除（※5）
車両総重量2.5t以下 のガソリン バス・トラック （ハイブリット車を 含みます。）	★★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成	平成27 年度燃 費基準	+25%	0%		45万円控除（※6）
			+20%	0.6%	0.4%	35万円控除（※7）
			+15%	1.2%	0.8%	25万円控除（※8）
			+10%	1.8%	1.2%	15万円控除（※9）
			+5%	2.4%	1.6%	5万円控除（※10）
車両総重量2.5t超 3.5t以下のガソリン バス・トラック （ハイブリット車を 含みます。）	★★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成	平成27 年度燃 費基準	+15%	0%		45万円控除
			+10%	0.75%	0.5%	35万円控除
			+5%	1.5%	1.0%	25万円控除
			達成車	2.25%	1.5%	15万円控除
	★★★ 平成30年排出ガス基準 25%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 50%低減達成	平成27 年度燃 費基準	+15%	0.75%	0.5%	35万円控除
			+10%	1.5%	1.0%	25万円控除
			+5%	2.25%	1.5%	15万円控除

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準	(エコカー減税) 新車 「軽減後の税率」		(中古車特例) 中古車 「取得価額から」		
			自家用	営業用又は軽自動車			
車両総重量 2.5t超 3.5t以下の ディーゼル バス・トラック (ハイブリット車を 含みます。)	平成 30 年排出ガス基準 適合 又は 平成 21 年排出ガス基準 10%低減	平成 27 年度燃 費基準	+15%	0%		対象外	
			+10%	0.75%	0.5%		
			+5%	1.5%	1.0%		
			達成車	2.25%	1.5%		
	平成 21 年排出ガス基準 適合	平成 27 年度燃 費基準	+15%	0.75%	0.5%		
			+10%	1.5%	1.0%		
+5%			2.25%	1.5%			
車両総重量 3.5t超 のディーゼル バス・トラック (ハイブリット車を 含みます。)	平成 28 年排出ガス基準 適合 又は 平成 21 年排出ガス基準 10%低減	平成 27 年度燃 費基準	+15%	0%		45 万円 控除	ディーゼルハイブリッドバス・ トラック(3.5t超)のみ対象
			+10%	0.75%	0.5%	35 万円 控除	
			+5%	1.5%	1.0%	25 万円 控除	
			達成車	2.25%	1.5%	15 万円 控除	

(※) 中古車特例：JCO8モード燃費値を算定していない自動車は以下に読み替える。

- ※1 平成22年度燃費基準+110%達成車
- ※2 平成22年度燃費基準+95%達成車
- ※3 平成22年度燃費基準+80%達成車
- ※4 平成22年度燃費基準+65%達成車
- ※5 平成22年度燃費基準+50%達成車
- ※6 平成22年度燃費基準+57%達成車
- ※7 平成22年度燃費基準+50%達成車
- ※8 平成22年度燃費基準+44%達成車
- ※9 平成22年度燃費基準+38%達成車
- ※10 平成22年度燃費基準+32%達成車

2 バリアフリー・ASV特例（新車新規登録に限る。）

対象自動車の区分(新車のみ)			「取得価額から」	
ノンステップバス			1,000 万円控除	
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上		650 万円控除	
	乗車定員 30 人未満		200 万円控除	
ユニバーサルデザインタクシー			100 万円控除	
衝突被害軽減ブレーキを搭載した	トラック(※1)	3.5 トン超 8 トン以下	350 万円控除	
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
	バス等(※2)	5 トン以下		
		5 トン超 12 トン以下		
車両安定性制御装置を搭載した	トラック(※1)	3.5 トン超 8 トン以下		350 万円控除
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
	バス等(※2)	5 トン超 12 トン以下		
		5 トン以下		
車線逸脱警報装置を搭載した	トラック(※1)	3.5 トン超 8 トン以下	175 万円控除	
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
		20 トン超 22 トン以下		
	バス等(※2)	5 トン以下		
		5 トン超 12 トン以下		
		12 トン超		
衝突被害軽減ブレーキ を搭載した 車両安定性制御装置	トラック(※1)	3.5 トン超 8 トン以下	525 万円控除	
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)	350 万円控除	
		20 トン超 22 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
	バス等(※2)	5 トン超 12 トン以下		
衝突被害軽減ブレーキ を搭載した 車線逸脱警報装置	トラック(※1)	3.5 トン超 8 トン以下	525 万円控除	
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
	バス等(※2)	5 トン以下		
		5 トン超 12 トン以下		
車両安定性制御装置 を搭載した 車線逸脱警報装置	トラック(※1)	3.5 トン超 8 トン以下		525 万円控除
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
	バス等(※2)	5 トン超 12 トン以下		
		5 トン以下		
衝突被害軽減ブレーキ を搭載した 車両安定性制御装置 を搭載した 車線逸脱警報装置	トラック(※1)	3.5 トン超 8 トン以下	350 万円控除	
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 11 月 1 日以降)		
		20 トン超 22 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
	バス等(※2)	5 トン超 12 トン以下	525 万円控除	
		5 トン以下		

※1 「トラック」は、けん引車及び被けん引車を除いたもの。

※2 「バス等」は、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）。

軽減措置（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

1 エコカー減税・中古車特例

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準	（エコカー減税） 新車 「軽減後の税率」		（中古車特例） 中古車 「取得価額から」	
			自家用	営業用又は 軽自動車		
電気自動車 （燃料電池車を含む）	—	—	0%		45万円控除	
天然ガス （CNG）車	平成30年排出ガス 基準適合又はポスト 新長期規制から NOx10%低減					
プラグインハイブリッド車	—					
クリーンディーゼル乗用車	平成30年排出ガス 基準適合又はポスト 新長期規制適合					
ガソリンハイブリッド乗用車 LPG乗用車 ガソリン乗用車	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	平成32 年度燃 費基準	+40%達成車	0%		45万円控除（※1）
			+30%達成車			45万円控除（※2）
			+20%達成車	1.2%	0.8%	25万円控除（※3）
			+10%達成車	1.8%	1.2%	15万円控除（※4）
		達成車			5万円控除（※5）	
		平成27 年度燃 費基準	+10%達成車	2.4%	1.6%	5万円控除（※6）
ガソリンハイブリッドバス・トラック （2.5ト以下） ガソリンバス・トラック （2.5ト以下）	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	平成27 年度燃 費基準	+25%達成車	0%		45万円控除（※7）
			+20%達成車	0.6%	0.4%	35万円控除（※8）
			+15%達成車	1.2%	0.8%	25万円控除（※9）
			+10%達成車	1.8%	1.2%	15万円控除（※6）
			+5%達成車	2.4%	1.6%	5万円控除（※10）
ガソリンハイブリッドバス・トラック （2.5ト超～3.5ト以下）	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	平成27 年度燃 費基準	+15%達成車	0%		45万円控除
			+10%達成車	0.75%	0.5%	35万円控除
			+5%達成車	1.5%	1.0%	25万円控除
			達成車	2.25%	1.5%	15万円控除
ガソリンバス・トラック （2.5ト超～3.5ト以下）	★★★ 平成30年排出ガス 基準25%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準50%低減達成	平成27 年度燃 費基準	+15%達成車	0.75%	0.5%	35万円控除
			+10%達成車	1.5%	1.0%	25万円控除
			+5%達成車	2.25%	1.5%	15万円控除

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準	(エコカー減税) 新車 「軽減後の税率」		(中古車特例) 中古車 「取得価額から」	
			自家用	営業用又は 軽自動車		
ディーゼルハイブリッドバス・トラック (2.5トン超～3.5トン以下)  ディーゼルバス・トラック (2.5トン超～3.5トン以下)	平成30年排出ガス基準適合 又は ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減	平成27年度燃費基準	+15%達成車	0%		対象外
			+10%達成車	0.75%	0.5%	
			+5%達成車	1.5%	1.0%	
			達成車	2.25%	1.5%	
	ポスト新長期規制適合	平成27年度燃費基準	+15%達成車	0.75%	0.5%	
			+10%達成車	1.5%	1.0%	
			+5%達成車	2.25%	1.5%	
			達成車	2.25%	1.5%	
ディーゼルハイブリッドバス・トラック (3.5トン超)  ディーゼルバス・トラック (3.5トン超)	平成28年排出ガス基準適合 又は ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減	平成27年度燃費基準	+15%達成車	0%		45万円控除(※11)
			+10%達成車	0.75%	0.5%	35万円控除(※11)
			+5%達成車	1.5%	1.0%	25万円控除(※11)
			達成車	2.25%	1.5%	15万円控除(※11)

(※) 中古車特例：JCO8モード燃費値を算定していない自動車は以下に読み替える。

- ※1 平成22年度燃費基準+110%達成車
- ※2 平成22年度燃費基準+95%達成車
- ※3 平成22年度燃費基準+80%達成車
- ※4 平成22年度燃費基準+65%達成車
- ※5 平成22年度燃費基準+50%達成車
- ※6 平成22年度燃費基準+38%達成車
- ※7 平成22年度燃費基準+57%達成車
- ※8 平成22年度燃費基準+50%達成車
- ※9 平成22年度燃費基準+44%達成車
- ※10 平成22年度燃費基準+32%達成車
- ※11 ディーゼルハイブリッドバス・トラック (3.5トン超) のみ対象

2 バリアフリー・ASV特例（新車新規登録に限る。）

対象自動車の区分(新車のみ)		「取得価額から」
ノンステップバス		1,000万円控除
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650万円控除
	乗車定員 30 人未満	200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー		100万円控除
衝突被害軽減ブレーキを搭載した	3.5 トン超 8 トン以下トラック	350万円控除
	8 トン超 20 トン以下トラック	
	5 トン以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のないバス等	
	5 トン超 12 トン以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のないバス等	
車両安定性制御装置を搭載した	3.5 トン超 8 トン以下トラック	
	8 トン超 20 トン以下トラック	
	5 トン超 12 トン以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のないバス等	
衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置を搭載した	3.5 トン超 8 トン以下のトラック	
	8 トン超 20 トン以下のトラック	350万円控除
	20 トン超 22 トン以下のトラック	
	5 トン超 12 トン以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のないバス等	525万円控除
車線逸脱警報装置を搭載した 12 トン超かつ乗車定員 10 人以上で立席のないバス等		175万円控除

自動車税年税額一覧

車種別	年額（円）	自家用				営業用			
		標準税率	重課	概ね75% 軽課	概ね50% 軽課	標準税率	重課	概ね75% 軽課	概ね50% 軽課
乗 用 車	総排気量 1ℓ以下	29,500	33,900	7,500	15,000	7,500	8,600	2,000	4,000
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下 ロータリーエンジンを 原動機とするもの税容積 3分の24超 1ℓ以下	34,500	39,600	9,000	17,500	8,500	9,700	2,500	4,500
	2ℓ超～2ℓ以下	39,500	45,400	10,000	20,000	9,500	10,900	2,500	5,000
	2ℓ超～2.5ℓ以下	45,000	51,700	11,500	22,500	13,800	15,800	3,500	7,000
	2.5ℓ超～3ℓ以下	51,000	58,600	13,000	25,500	15,700	18,000	4,000	8,000
	3ℓ超～3.5ℓ以下	58,000	66,700	14,500	29,000	17,900	20,500	4,500	9,000
	3.5ℓ超～4ℓ以下	66,500	76,400	17,000	33,500	20,500	23,500	5,500	10,500
	4ℓ超～4.5ℓ以下	76,500	87,900	19,500	38,500	23,600	27,100	6,000	12,000
4.5ℓ超～6ℓ以下	88,000	101,200	22,000	44,000	27,200	31,200	7,000	14,000	
6ℓ超	111,000	127,600	28,000	55,500	40,700	46,800	10,500	20,500	
貨 客 兼 用 車	総排気量 1ℓ以下 最大積載量 1t以下	13,200	14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下	16,700	18,300	4,300	8,600	12,700	14,000	3,500	6,300
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下 ロータリーエンジンを原動機とする もの税容積3分の24超12以下	14,300	15,700	3,600	7,200	11,200	12,300	3,200	5,800
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下	17,800	19,500	4,600	9,200	13,700	15,100	3,700	6,800
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下 ロータリーエンジンを原動機 とするもの税容積16超	16,000	17,600	4,000	8,000	12,800	14,000	3,600	6,700
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下	19,500	21,400	5,000	10,000	15,300	16,800	4,100	7,700
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下	24,000	26,400	6,000	12,000	18,300	20,100	4,600	9,200
	最大積載量 1t以下	8,000	8,800	2,000	4,000	6,500	7,100	2,000	3,500
1t超～2t以下	11,500	12,600	3,000	6,000	9,000	9,900	2,500	4,500	
2t超～3t以下	16,000	17,600	4,000	8,000	12,000	13,200	3,000	6,000	
3t超～4t以下	20,500	22,500	5,500	10,500	15,000	16,500	4,000	7,500	
4t超～5t以下	25,500	28,000	6,500	13,000	18,500	20,300	5,000	9,500	
5t超～6t以下	30,000	33,000	7,500	15,000	22,000	24,200	5,500	11,000	
6t超～7t以下	35,000	38,500	9,000	17,500	25,500	28,000	6,500	13,000	
7t超～8t以下	40,500	44,500	10,500	20,500	29,500	32,400	7,500	15,000	
8t超～9t以下	46,800	51,400	12,100	23,700	34,200	37,500	8,700	17,400	
9t超～10t以下	53,100	58,300	13,700	26,900	38,900	42,600	9,900	19,800	
10t超～11t以下	59,400	65,200	15,300	30,100	43,600	47,700	11,100	22,200	
11t超～12t以下	65,700	72,100	16,900	33,300	48,300	52,800	12,300	24,600	
12t超～13t以下	72,000	79,000	18,500	36,500	53,000	57,900	13,500	27,000	
13t超～14t以下	78,300	85,900	20,100	39,700	57,700	63,000	14,700	29,400	
14t超～15t以下	84,600	92,800	21,700	42,900	62,400	68,100	15,900	31,800	
15t超～16t以下	90,900	99,700	23,300	46,100	67,100	73,200	17,100	34,200	
自 動 車 引 取 上 げ 車	小型自動車であるもの	10,200	11,200	3,000	5,500	7,500	8,200	2,000	4,000
	普通自動車であるもの	20,600	22,600	5,500	10,500	15,100	16,600	4,000	8,000
	小型自動車であるもの	5,300				3,900			
	普通自動車で最大積載量が8t以下	10,200				7,500			
	普通自動車で最大積載量が8t超	10,200円に8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算				7,500円に8トンを超える1トンまでごとに3,800円を加算			
バ ス	乗車定員 30人以下					12,000		3,000	6,000
	30人超～40人以下					14,500		4,000	7,500
	40人超～50人以下					17,500		4,500	9,000
	50人超～60人以下					20,000		5,000	10,000
	60人超～70人以下					22,500		6,000	11,500
	70人超～80人以下					25,500		6,500	13,000
	80人超					29,000		7,500	14,500
	乗車定員 30人以下	33,000	36,300	8,500	16,500	26,500	29,100	7,000	13,500
	30人超～40人以下	41,000	45,100	10,500	20,500	32,000	35,200	8,000	16,000
	40人超～50人以下	49,000	53,900	12,500	24,500	38,000	41,800	9,500	19,000
50人超～60人以下	57,000	62,700	14,500	28,500	44,000	48,400	11,000	22,000	
60人超～70人以下	65,500	72,000	16,500	33,000	50,500	55,500	13,000	25,500	
70人超～80人以下	74,000	81,400	18,500	37,000	57,000	62,700	14,500	28,500	
80人超	83,000	91,300	21,000	41,500	64,000	70,400	16,000	32,000	
特 種 用 途 自 動 車	小型三輪車	6,000	6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500
	霊きゆう車					10,100	11,600	3,000	5,500
	小型三輪車	6,000	6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500
	小型四輪車	13,200	14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300
	普通自動車	18,400	21,100	5,000	9,500	13,500	15,500	3,500	7,000
	1ℓ以下	23,600	27,100	6,000	12,000				
	1ℓ超～1.5ℓ以下	27,600	31,700	7,000	14,000				
	1.5ℓ超～2ℓ以下	31,600	36,300	8,000	16,000				
	2ℓ超～2.5ℓ以下	36,000	41,400	9,000	18,000				
	2.5ℓ超～3ℓ以下	40,800	46,900	10,500	20,500				
3ℓ超～3.5ℓ以下	46,400	53,300	12,000	23,500					
3.5ℓ超～4ℓ以下	53,200	61,100	13,500	27,000					
4ℓ超～4.5ℓ以下	61,200	70,300	15,500	31,000					
4.5ℓ超～6ℓ以下	70,400	80,900	18,000	35,500					
6ℓ超	88,800	102,100	22,500	44,500					

自動車税のグリーン化税制

1 自動車税の軽減

平成29年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率（年税額）が免除・軽減される。

軽減対象自動車の区分		免除・軽減率
電気自動車(燃料電池車を含みます。)		全額免除(※)
プラグインハイブリッド自動車		
天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合)		概ね75%軽減 (平成30年度のみ)
クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合)		
排ガス性能	燃費性能	
平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	平成32年度燃費基準+30%達成	概ね75%軽減 (平成30年度のみ)
	平成32年度燃費基準+10%達成	概ね50%軽減 (平成30年度のみ)

(※) 電気自動車(燃料電池車を含む)・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度  
平成25年度から平成31年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分が全額免除となる。

2 自動車税の重課

平成30年4月1日現在において一定の自動車(※)を除き、初度登録年月日から13年を経過したガソリン車・LPG車、11年を経過したディーゼル車は、概ね15%(バス・トラックは概ね10%)重課される。

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期	税率が重くなる年度	
ガソリン車・LPG車 (新車新規登録から13年を超えるもの)	平成16年3月以前	すでに開始されています。
	平成16年4月～平成17年3月	平成30年度以降
ディーゼル車 (新車新規登録から11年を超えるもの)	平成18年3月以前	すでに開始されています。
	平成18年4月～平成19年3月	平成30年度以降

(※) 一般乗合用バス、被けん引車、低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車)は上記の対象自動車から除かれる。

別紙4 自動車税の税率（平成29年度）

自動車税年税額一覧  
平成30年度に同じ

自動車税のグリーン化税制

1 自動車税の軽減

平成28年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率（年税額）が免除・軽減される。

軽減対象自動車の区分		免除・軽減率	
電気自動車(燃料電池車を含む)		全額免除(※)	
プラグインハイブリッド自動車			
天然ガス自動車(ポスト新長期規制から NOx10%低減)		概ね 75%軽減 (平成 29 年度のみ)	
クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合の乗用車)			
排ガス性能	燃費性能		
平成 17 年排出ガス 基準 75%低減	かつ	平成 32 年度燃費基準+10%達成	概ね 75%軽減 (平成 29 年度のみ)
		平成 27 年度燃費基準+20%達成	概ね 50%軽減 (平成 29 年度のみ)

(※) 電気自動車（燃料電池車を含む）・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度

平成24年度から平成30年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分が全額免除となる。

2 自動車税の重課

平成29年4月1日現在において一定の自動車(※)を除き、初度登録年月日から13年を経過したガソリン車・LPG車、11年を経過したディーゼル車は、概ね15%（バス・トラックは概ね10%）重課される。

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期	税率が高くなる年度	
ガソリン車・LPG車 (新車新規登録から 13年を超えるもの)	平成 15 年 3 月以前の登録	すでに開始されています。
	平成 15 年 4 月～平成 16 年 3 月の登録	平成 29 年度以降
ディーゼル車 (新車新規登録から 11年を超えるもの)	平成 17 年 3 月以前の登録	すでに開始されています。
	平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月の登録	平成 29 年度以降

(※) 一般乗合用バス、被けん引車、低公害車（電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車）は上記の対象自動車から除かれる。

## 2 税 制 改 正

税 目	主 な 改 正 事 項								
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し（令和3年度分から）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。</li> <li>・公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。</li> <li>・基礎控除について、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。</li> </ul> </li> </ul>								
法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ガス中小事業者に係る法人事業税の収入金額課税方式の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス中小事業者（規制料金の対象外で、大規模なLNG基地を保有していない中小規模の事業者）が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金額課税から通常の課税方式に見直し。</li> </ul> </li> </ul>								
地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清算基準の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外する。これに伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外（50%）の代替指標を人口とする。</li> </ul> </li> </ul>								
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、2年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合の、その用に供する土地に対する減額措置の創設</li> </ul>								
たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○たばこ税率の引き上げ               <ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方のたばこ税の配分比率1：1を維持した上で、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から3段階で引上げ（国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円）。</li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">県たばこ税（1,000本当たり）</p> <table style="margin-left: 80px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">現行</td> <td style="padding-right: 20px;">H30.10.1</td> <td style="padding-right: 20px;">R2.10.1</td> <td style="padding-right: 20px;">R3.10.1</td> </tr> <tr> <td>860円</td> <td>930円</td> <td>1,000円</td> <td>1,070円</td> </tr> </table>	現行	H30.10.1	R2.10.1	R3.10.1	860円	930円	1,000円	1,070円
現行	H30.10.1	R2.10.1	R3.10.1						
860円	930円	1,000円	1,070円						
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置の拡充</li> </ul>								